

平成 29 年 3 月 7 日

鈴木委員

質疑を午前中から聞かせていただきました。とても感動されたお話でしたが、私は二、三現場感覚で質問をさせていただきたい。まずこの資料を見させていただいて、サイバー空間とは言いますが、パソコンとスマホをきちんと分けないといけないのではないかと考えています。パソコンの有線等々の通信網と、スマホ等々でやっている LTE とかはやはり通信手段は違うわけですから。そうなってくると、基本的にスマホ等々にはそれぞれ、例えばドコモ等々でもいろいろなセキュリティソフトなんかが入っていたりする。ところがパソコンになってくると、中にはウイルス対策をしていない人もいるわけです。そういう状況下からすると、一緒くたに全部まとめてサイバー空間をめぐる脅威の情勢と書くことは本当にいいことなのかなって実は思いました。

そんなことを言いながら質問させてください。一つは資料 2 ページ。いろいろな相談事が年々多くなってきて、消費生活課が作っていらっしゃるホームページを見させていただいても、例えばアダルトサイトへのアクセスというのも出ていた。ところが、もっとこれを簡単にすることはできないのかという思いを私はしています。これだったらワンクリックでこんなことですよ、って漫画をつくって載せている、大変にありがたいことだと思うのだが、例えば具体的にそういうものが来たらまず払わないという、本当に基本的なことだけをきちっと県民に私は伝える必要があるんじゃないかと思うがどう思うか。

二つめは、ここまできていたらしっかりと電話番号等々が出てくるのだから、悪質業者を県のホームページか何かで明らかにしておいたほうがいいです。どういうところだ、ここからきたらこうだ、こういう場合はこうだと。先ほどの斉藤委員の話ではありませんが、私も先日、東京 03 から電話がかかってきた。私は黙って着信見た。私はまじめな議員だからすぐに折り返したところ。そうしたらなんてことはない、いやらしいの見てましたね、みたいな回答。電話はすぐに切りました。何を私は今怒っているのかというと、この問題はわかっていることを行政がきちっと情報開示しないとだめです。私はそう思うのですが、その二つについてどうですか。

消費生活課長

こういった被害につきまして、被害の手口や悪質な業者についてわかりやすく県民に周知するというのはまさに委員御指摘のとおりでございますが、私どもも日々わかりやすい広報に努めているところでございますが、まだまだ足りないという御指摘でございます。ホームページの中にも先ほども申し上げたとおり、委員言っていただいたように、アニメも活用したものととか、チラシとか注意警戒情報といった簡潔に、そういった被害を記載した広報の詳しいチラシ等も随時発行しているところでございますが、なかなか行き渡ってないところもございますので、引き続きわかりやすさをモットーに周知に努めてまいります。あと、こうした悪質な事業者の公表につきましては、これも被害の状況等を把握して、適切に公表すべきものは公表していきたいと考え

ております。

鈴木委員

そうではなくて、より簡単にしたらどうなんだと私は言っているわけです。例えば、わからないところから電話がかかってきたら出ないとか、そういう一つ一つのフレーズをきちっと決めてあげないと、図とか出してあげたとしても、やっぱり御年配の方が多いはずで、そういう方に対しては、まずは出ない、請求書が本当に来るまで待ってみるとか、わかりやすいフレーズを入れてあげないと、そこまでのページでわざわざアンダーバーのところまでもっていても見る方がどれぐらいいるだろうなという気もしなくもない。基本的には消費生活課長、二つです。さきほど業者等々については今後検討して下さるということだからよろしくをお願いします。

消費生活課長

簡潔にわかりやすい広報は以前も鈴木議員から指摘されて取り組んだところでございますので、まだまだ足りないなと反省いたしますので、引き続き簡潔にわかりやすい広報に努めたいと思います。

鈴木委員

私が言っているのは、業者等々の公表等々についても前向きに対応していただきたいというお願いです。電話番号等々を行政でつかんでいらっしゃる、多分この中の数千件という中には、きちっとある程度名前がわかっていらっしゃるはずで、そういうものを出して差し上げることが私は一番県民が安心するのではないかという気がするのです。行政の力として抑えるその流れとして大事だなと思うので、それを一つ要望しておきたいと思います。

二つ目は、資料4ページだがサイバーセキュリティ対策。私は今まで議員としてやらせていただいて、例えばきちっとしたセカンドニーズがあるとかいろいろ今まで提言させていただきました。今ここで読ませていただいた中で、神奈川県の情報セキュリティポリシーをいただいた。ところが肝心の第2章の情報セキュリティ対策基準がここから抜いてあると書いてあります。ところでこれは今バージョンいくつか。平成15年3月に策定して4月に施行したと書いてある。そこから何回バージョンアップしているのか。

情報セキュリティ担当課長

全体の方針につきましてはすでに9回改訂をしていますが、個別の対策基準についてはそれに合わせて見直しをしているわけで、同数の改訂をしているものと認識しております。

鈴木委員

私がなんでこんなことを聞いたのかというと、すでに13年経っている。今この中から見ていて、どう考えてもいただいた情報セキュリティポリシーの中で一番関係があるものは3ページの情報資産への脅威という、ここが一番肝になると私は思います。6番の情報資産への脅威。それ以外は月並みなことしか書いていない。ところがこれを見た中で、実質的にこの県庁の中において今どんなシステムになっているのか。先ほど3つのお話を聞きました。国、県、そして県庁から市町村はL G W A Nでつながっているわけですね。その中で具体的に一番サイバーとしてウイルスが感染しやすいものというのはなんですか。

そもそもL GWANということ自体は、めちゃくちゃハイセキュリティでなかったならばL GWANとは言わないです。それとも根っこのところのL GWANでつながっている県庁の中にあるLANの中に危険性があるのか。いったいどこに危険性があるのか。

情報セキュリティ担当課長

脅威があるのは、基本的には外部との接点に一番の脅威があります。そういった意味で、現在はインターネットとの接続点がまず一つ。もう一つはUSBメモリ等、パソコンに外部からの媒体をつける。この2つの接点が脅威の大きなものと思います。

鈴木委員

インターネットはわかりました。それではL GWANの中ではハイセキュリティをもってあるのであまり心配しなくてもよいということか。

情報セキュリティ担当課長

今回ネットワークの分割をしました。従来すべてのネットワークの中にL GWANもつながっておりました。今回はその中で特に個人番号を利用する業務、個人番号を扱うシステムを分割して、全国的に隔離をして、まず外部等と影響のないようにしました。

鈴木委員

私が聞きたいことは何かと言うと、もう一つ情報があるけどインターネットだよ。情報はデータベースでありクラウドであるわけでしょう。情報そのもの自体は情報セキュリティ担当課長がおっしゃっている個人番号以外というのが、情報というものとインターネットとなると、このクラウド、要するに神奈川県データベースをアクセスするというシステムはどういう形になっているのか。

情報セキュリティ担当課長

現在県の情報資産につきましては、クラウドと言います外部データセンターにあります。プライベートクラウドでありますので、県以外からはアクセスできないような環境にあるクラウドになってございます。

鈴木委員

私が言っているのはそういう意味ではなく、USBまた各端末から万が一、そういうところからアクセスした場合に、ウイルスが入る可能性も当然あるのでは。そのことについて私は言っています。一つは、インターネットとはどんなリスクがあるのか、もう一つはお話されている個人番号以外の、要するに情報端末の情報と言われるこのラインの中にはどういようなリスクが潜んでいるのか。

情報セキュリティ担当課長

基本的に多くは、コンピューターウイルス等によって感染することでデータが漏えいするといった外部から攻められるものと、もう一つは人的に、意図的に内部からデータを持ち出すということが考えられます。

鈴木委員

私が聞いているのはそういうことではなく、プライベートクラウドだろうがなんだろうが、当然その人がその所にアクセスをする権利を持っているわけ

です。それだとアクセスをしたままになっちゃう。今の状況下だったら、年金機構にあったような匿名のメールなりが来ました。これは誰にもわからずともじゃないがファイヤウォールをもってそれを遮ることは難しいでしょう。そういう場合の対応はどのように考えていらっしゃるのかということ。

情報セキュリティ担当課長

現在進めていますセキュリティ対策は、外部からのメールは、番号利用系の業務が直接そのメールを受けないという仕組みになっております。

鈴木委員

言っている意味がわからない。例えば、情報セキュリティ担当課長のところにメールが来た、そうしたらそれを直接受けないなんてありえないじゃないか。インターネットも両方ともあるのだから。

情報セキュリティ担当課長

仮想化技術を利用して、別のサーバで受けたメール等を、いわゆる仮想のものを別途のぞきに行くという形です。実際の自分のパソコンの中では、ただ単にモニターとして見るだけというような形でメールをチェックするという形で今進めているところでございます。

鈴木委員

仮想ということはわかりました。ですがサーバ自体がそんな端末と違って大きなものまでも、ファイヤウォールで対応するというのは信じられないのだが、そういうようなものまで本当に排除できるようになっているのですか。

情報セキュリティ担当課長

先ほどにもありました自治体情報セキュリティクラウドを進めておりまして、相当大きな仕組みで作っておりまして、大がかりなシステムを入れまして、対応できるような形で集約する形にしております。

鈴木委員

なぜ私がこんなしつこく聞くのかということ、この神奈川県庁内にICTなんて全然ないじゃない。だって皆さん方でiPadを使っているのは情報セキュリティ担当課長だけです。あと皆は紙で見えています。私はいつも心配しているのは、申し訳ないが神奈川県庁の中で何か起きないということは当たり前です。理由は、皆がこれを使い始めてごらん。常任委員会で支給されたこれを全員が使った。LTEでは容量が足りない。アクセスできないわけ。そういうようなことをいつまでも貴方がたはかばん背負っていっぱい重たい紙をもって動いているからです。この中における電子システムみたいなものが完璧なものになっていないがゆえに、どんどん縛りばかり強くなって、ある時警察から送っていただいた資料が県庁の私の方には送れないということがあった。何のためにICTがあるのか。ここから私に送れないから何かしなければならぬわけ。そのためにICTってあるわけで、月々日々の進化に伴ってウイルスの対策を進めなければならないのですが、ここの歩みが全然進んでいないでセキュリティばかり叫んでいた時には人は使いません。私も時々ぞきがてら各課長のところにお邪魔するが、メール以外のいろいろなデータベースにアクセスして資料を添付して出すというようなことを、この県庁の中で本当に私は行われ

ているのかなと思うわけ。それはこれだけ書類を持ってモスグリーンのかばんを持っているあなた方職員を見ていればわかる。情報セキュリティ担当課長がこういうことを書けば書くほど、県庁の中のICTってどうなっているのか。申し訳ないが私は数年前から全然変わっていると思っていません。その中で、今情報セキュリティ担当課長が言われたような、仮想の中でメールというものが送れるということなら安心しました。一番問題なのは年金機構で起こったみたいなようなことがね、本当に見つけづらいファイルで送られてくるんだよ。ところが、それを今度はまかり間違うと大変な脅威になるだろうと思いますので、そこは特別委員会なので言わせていただきました。

情報セキュリティ担当課長

我々も県民、企業の情報をきちっと守ることで、しっかり対策をとっておりますが、今回メールにつきましても、内部で余計なものを全部排除して、テキスト、URLリンクなんかも外して、クリックしてもいかないうような対策などもさせています。それと、個人番号利用系につきましてもはパソコンを使っていますが、パソコンにつなぐUSBの接続された場合にはアラームが盛んに鳴るように設定して、まずそこからデータを持ち出せない、という形の仕組みに強化をしております。

鈴木委員

個人情報に全然心配していません。個人情報そのもの自体は国も関わっているのだから、もっと手厚い予算もついているのでしょうから全然心配していません。県民のことは心配なくていいです。県民でなくて、県庁内のICT化とこのセキュリティというものがどうもやっぱりマッチしていません。前々から私言い続けているのだが。そのことも一つ指摘しておきたいと思います。

先ほど他党派のお話の中にありました6ページの市町村とのインターネットの接続口を一本化するというこの問題については、当然これインターネットを一つにしてみても、実際につなぐのって相当難儀じゃないのですか。例えば横浜、川崎とか独自形態のシステムを持っているが、そことの結びつきというのは解消できるのですか。

情報セキュリティ担当課長

今回、神奈川県と33市町村すべてが集約するようになりました。

鈴木委員

私はその中でもって、是非とも次は情報の行き来というようなものについて本格的に交渉を始めていただきたいと思います。まさしく金が一番かかっているこのシステムそのもの自体が、県、各市が独自のシステムを持っていて、そことのつながりができないということについては大変私も、誰も基本的にあまり指摘はしていないようだが、大変に情報としては相当な無駄な予算を私は割いていると思っています。そこのところも一つお願いをしたいと思います。

次の8ページにあります神奈川県危機管理対処方針。この中で、私も危機管理対処方針についてはいただいた。ところが先ほどの答弁の中で、危機管理の中で、具体的にサイバーにおける危機というものをどのように危機管理対策課長は考えておられますか。

#### 危機管理対策課長

今回特別委員会に際しまして、私としてもサイバーセキュリティにおける危機管理を改めて考えてみました。映画のダイ・ハード3というものがありまして、テロリストが都市のインフラを止めてしまい、その間に自分たちの銀行からお金をとる、そういったことを念頭に置いて、本県でそういったことが起きた場合はどうなるのかなと考えてはみたのですが、本県の危機管理の現状で言えば、先ほど他会派の説明でしたとおりにかなと考えております。

#### 鈴木委員

私は危機管理対処方針の中で是非とも見ておかなければいけないと思うのは、神奈川県の中で、当然情報システム課の管轄なのだろうが、具体的に神奈川県に生命に関わるものを全部というふうに見ていったら、いろいろものが全部入ります。そうなった時に何が県庁の中においてのリスクなのかという分析は、一度何らかの形でしておいたほうがよろしいのではないかと私は思ったのです。

それがどういうことなのかというと、例えばこのコンビナートとかここにはいっぱい想定される危機事象の所管課と書いてありますが、ここの中になぜかこの情報システム課の事象が入っていないですよね。これは入っていなければおかしい話ではないですか。だってあなた方の全部住所からなから全部入っているわけでしょう。そのことが基本的なことだが、こういうところにしっかり入れておくということが危機管理マニュアルとしてはとても大事なことなのかと。

万が一サーバがやられて、バックアップを取るように私も今から何年前かお願いをしてバックアップを、どことは言えないでしょうが置いてあるそうでございますから、そんなことまでできている、そういう一通りのフローみたいなものを一度とっておいたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。これは私の思ったことですから、特別委員会ですからお話をさせていただいたところでございます。そういう形では危機管理対策課長、何らかの形で入れるような手はずを考えていただけないですか。

#### 危機管理対策課長

この危機管理対処方針自体が9.11、それから北朝鮮によるミサイルの発射、それとあと不審船事件とか一連の危機事象を踏まえて、国がその有事関連三法をつくり、その流れもあって危機管理対処方針を定めたという背景がございます。その時点でサイバーテロというものは考えられていたのかという問題はございますが、ひとまず事象としてすぐにわかりやすい形ということで、この危機管理対処方針の資料1のところに列挙されている一覧を載せてございます。そういった経緯がございますので、委員の御指摘については今後の検討課題とさせていただきます。

#### 鈴木委員

おっしゃるとおりでもって、9.11から始まってできた経緯は知っていますが、このサイバーの問題というのはいくらでも大きく社会問題になってくるのは間違いないです。なお一層のご尽力をいただければならない事案になることに私は間違いないと思っています。それで、基本的にもう一度、流れを新しい時代に向けた形で書いていただければという要望をしておきたいと思っています。

その中で、次は14ページの公衆無線LANのサービスの犯罪インフラ化等の防止について、別添2で書いてあるのですが、ここで、おかげさまで自主的なサイバー犯罪対策課長から生活安全部をこういう形で出させていただいています。

ところが私、これが県警でこういうようなことも書いてくださった、これもそのとおりだと思いますが、知事部局としてこの無線LANのサービスの犯罪インフラ化等の防止について、取組をやらなくていいのかなと思っているのです。というのは、実際に今セブンイレブンだ、やれスタバだ、いろいろなところでもって公衆無線LANもいろいろ便利になってきて、なおかつ県としてもこれから観光を含めた形で公衆無線LANをしっかりと設置していこうとなっている。ところが、実際にいろいろなセキュリティの問題というのは、例えばアンドロイドだったらこうだ、iPhoneだったらこうだというやり方も一つあるのだと思うのですが、この無線LANのサービスを安易に使うことはどうなのかという警告というのは知事部局としてもしっかり出していくべきだと思うのです。

私は、これは県警察の話だけじゃないと思うが県警察と書いてあるので知事部局の方にお話はしませんが、そういう公衆無線LANに向けてのしっかりとしたセキュリティ対策というのは、知事部局としてしっかり発表していくことが大事だと、県民の方々に啓もうしていくことを、しっかりまたお願いをしておきたいというふうに思います。

その中で、私は警察の方にも1問だけお話をさせていただきたいと思います。実際に先ほどから御答弁をいただいたいろいろな方、外部の方との対応や、またサイバーセキュリティ等々に対して、本当に御尽力をいただいていることに感謝を申し上げたい。

ただ私は、これからサイバー問題というのは、先ほどの消費生活課にもお願いしたのですが、もっと私前向きに取り組んでいただきたいというか、情報公開をお願いしたいというふうに県警察に思っているのです。というのはね、例えばNortonだとかウイルスバスターとかってああいうようなところの、要はウイルスの最先端をいつているところから、当然、一番入るウイルスというのはここでみんな見つけているわけですよ。例えば私のところにも何か入ると当然ウイルスバスターですから、これは危険度がいくつですと出て、こんなものビックデータとしていっぱい持っていると思うんですね。私はあの、先ほどの消費生活課と例えば警察の方々からお願いをして、こういうよく出てきているウイルス等々について、こんなものがありますよという、全国初で神奈川県警察からそういう情報を出していただければと思いますが、出す出さないは別として御検討いただければと思います。

サイバー犯罪対策課長

委員おっしゃるとおりウイルスの問題についてはこれからも国民の皆さんに対して広報啓発活動を行ってまいります。また警察の方においても、ウイルスという犯罪を検挙した場合は犯罪に利用されたウイルスに関する情報を県民の皆さんに提供するなど、最新の啓発活動を合わせて推進してまいります。

鈴木委員

最先端のところとの提携は是非とも私はお願いをしたい。あわせて、もう一つ教育局の関係で、私はこのように教育の方にもお伝えしたのだが、ペッパーが小・中学校に400体ぐらい配布になって、神奈川県がどこの中学校とか小学校に入るのか調べておいてくださいねと私お願いしました。実質的に私は、今の小学生や中学生の方たちの時代というのはサイバー空間での戦いになってくる。教育としてもこの問題ってとても大事な問題だと思います。ペッパーなんてじかに触れるような時代が来ると、逆に先ほどから県警の方たちや皆様方のお力によってサイバー犯罪等々に立ち向かうボランティアの方たちが出てきているが、逆にこういうアンチウイルス等々、戦う教育みたいなものもやっぱりしていかなきゃならない。そういう仕組みも是非ともまた考えていただくことも、ICT推進担当課長に言うことではないのかもしれないが、教育の代表としてまたお伝えいただければと思ひまして私の質問を終わります。